

春の全国交通安全運動

4月10日(金)は「交通事故死ゼロを目指す日」です

令和2年4月6日(月)～4月15日(水)

令和2年度滋賀県交通安全スローガン

速さより マナーで競う 湖国道^{みち}
あせらずに あおる心に ブレーキを
同じだよ 自転車、車、左側



運動の重点

- ① 子どもを始めとする歩行者の安全の確保
- ② 高齢運転者等の安全運転の励行
- ③ 自転車の安全利用の推進
- ④ 横断歩道利用者ファースト運動の推進 (滋賀県重点)

滋賀県・滋賀県交通対策協議会

滋賀県交通戦略課交通安全対策室 TEL 077(528)3682

●この印刷物は再生紙を利用しています

滋賀県交通戦略課

検索

と、検索してください。



春の全国交通安全運動

1 子どもを始めとする歩行者の安全の確保

令和元年の県内における歩行者の交通事故死者数は25人(全体の43.9%)で状態別では1番多いものとなっています。



子ども(中学生以下)の交通事故

令和元年5月8日、大津市内の県道において幼い命が奪われる交通死亡事故が発生するなど、子ども(中学生以下)の交通事故による死者が増加(令和元年中:死者5人 前年比+4人)

2 高齢運転者等の安全運転の励行

高齢ドライバーによる交通事故の割合は年々増加しており、令和元年の県内における交通事故死者数は12人(前年比+5人)となっています。



運転に自信がある人も、ない人もこの機会に安全運転についてみんなで話し合しましょう。警察の運転適性相談窓口でも相談してみましょう。

3 自転車の安全利用の推進

「自転車安全利用五則」

- ①自転車は、車道が原則、歩道は例外
- ②車道は左側を通行
- ③歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行
- ④安全ルールを守る
飲酒運転・二人乗り・並進の禁止
夜間はライトを点灯
交差点での信号遵守と一時停止、安全確認
- ⑤子どもはヘルメットを着用



自転車は車道が原則※

※普通自転車が歩道を通行できる場合
・道路標識、標示により通行できるとされている場合
・幼児、児童(13歳未満)、70歳以上の者または車道通行に支障がある身体障がい者が運転する場合
・道路工事等のため車道の左側側の通行が困難なとき
・著しく自動車等の交通量が少なく、車道幅が狭いため、追越しようとする自動車等との接触事故の危険がある場合

4 横断歩道利用者ファースト運動の推進(滋賀県重点)

信号機のない横断歩道で歩行者が横断しているときに、車が一時停止しているかについて、昨年(令和元年)JAFが調査したところ、一時停止している車の割合は全国平均17.1%、滋賀県は全国平均を下回る11.3%でした。

道路交通法では、「横断歩道は歩行者優先」を交通ルールで定めています。

ドライバーの方は、信号機のない横断歩道を通過するとき、歩行者がいなければしっかりと確認し、歩行者がいれば車を止め、横断しようとしている方に道を譲りましょう。

また、歩行者の方は左右の安全確認や、ドライバーに対して手を挙げるなどの意思表示をし、必ず車が止まった後に横断を始めましょう。

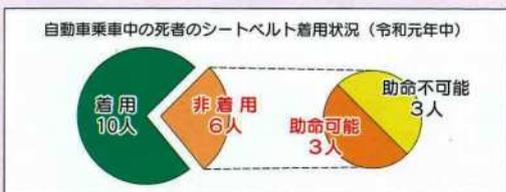


推進項目

全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底

昨年、自動車(特殊車を除く。)乗車中の死者16人のうち、シートベルト非着用は6人でした。そのうち、3人はシートベルトを着用していれば助かった可能性があります。

車に乗れば、ドライバーはもちろん、同乗された方は必ずシートベルト、チャイルドシートを使用してください。



※非着用の死者数は着用不明の者を含む。

飲酒運転の根絶

昨年(令和元年)は前年と比較すると、飲酒運転による事故が増加し、飲酒運転による事故は36件発生し、3人の方が亡くなっています。

ちょっとだけの軽い気持ちで重大事故に繋がります。引き続き、飲酒運転を「しない・させない・許さない」環境づくりに努めましょう。

飲酒運転の車両への同乗、飲酒運転者への車両提供、酒類提供も処罰の対象となります。

	点数	罰則
酒酔い運転	35	5年以下の懲役、または100万円以下の罰金
酒気帯び運転	0.25以上	3年以下の懲役、または50万円以下の罰金
	0.15以上	
	0.25未満	

※上記0.25および0.15は、呼気1リットル中のアルコール量(mg)

